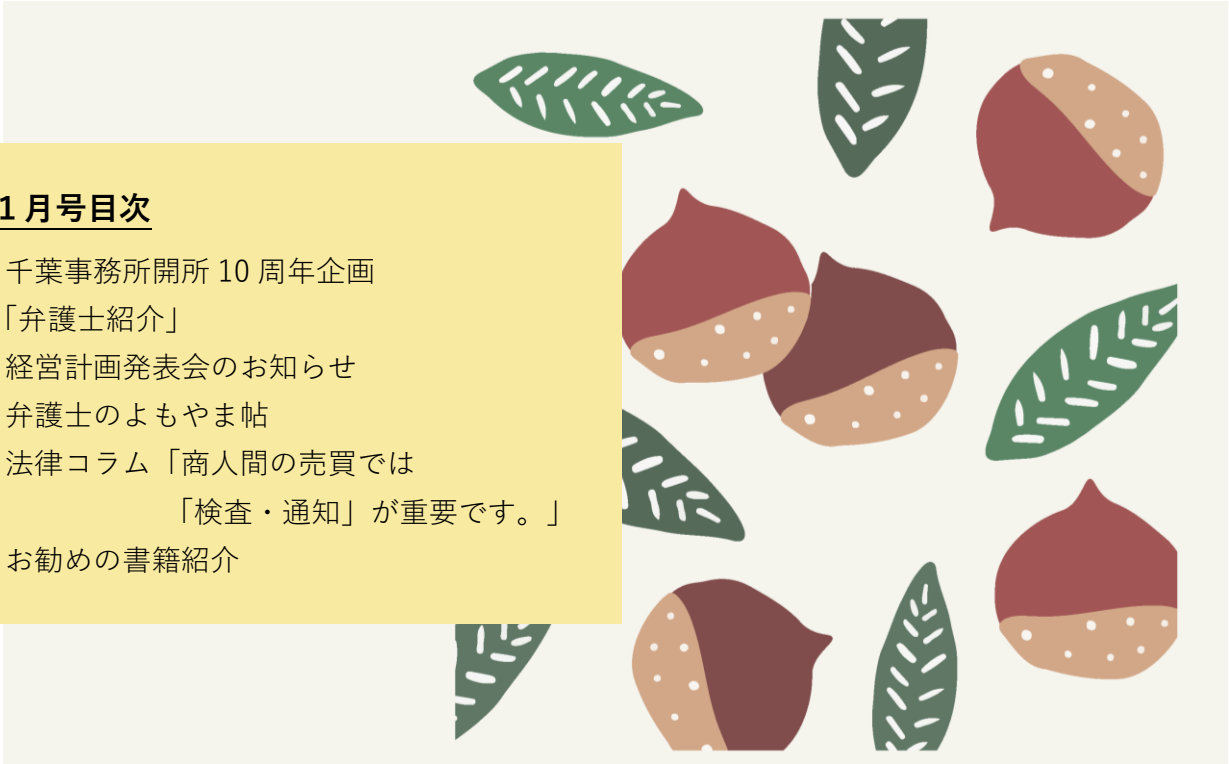
よつば総合法律事務所 ニュースレター

２０２６年１１月ｖｏｌ．２１０



１１月号目次

1. 千葉事務所開所 10 周年企画
「弁護士紹介」
2. 経営計画発表会のお知らせ
3. 弁護士のよもやま帖
4. 法律コラム「商人間の売買では
「検査・通知」が重要です。」
5. お勧めの書籍紹介

千葉事務所開設 10 周年

おかげさまで千葉事務所は今年 4 月に開設 10 周年を迎えました。これまで支えてくださった皆さまへ、心より感謝申し上げます。
「10 周年特別企画」第 3 弾では現在の千葉事務所所属の弁護士を改めてご紹介いたします😊（今回は前編です）
「千葉事務所」「10 年」にちなんだ質問に回答してもらいました♩

よねい　しゅんいちろう
米井　舜一郎



Q10 年前は何をしていた？

A. 大学生

Q10 年後の自分はどうなっていたい？

A.新たなことにチャレンジする

Q 10 周年を迎えたことへの率直な気持ち

A. 温かいご支援とお力添えに支えられ、このたび 10 周年を迎えることができました。
日頃の感謝を胸に、これからも皆様のお役に立てるよう事務所一同で成長してまいります。
今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

かわた　けいすけ
川田　啓介



Q 千葉事務所の好きなところ

A. 弁護士席のパーテーションが低く、気軽に話しかけやすいこと

Q 千葉事務所の自慢できるところ

A. エントランスがちょっとかっこいい

Q 10 年前からずっと大好きなもの・こと

A. MT 車の運転

Q10 年後の自分はどうなっていたい？

A. これ以上体重を増やさないようにしたい



ほりうち　りょう
堀内　良

Q 千葉事務所の自慢できるところ

A. スペースが広く、小規模であれば説明会やセミナー開催ができます。

Q 10 年前からずっと大好きなもの・こと

A. ボンディのカレーです。いつも混んでいますが、芝浦店が入りやすくねらい目です。

Q この 10 年で買ったもので一番良かったもの

A. ドラム式洗濯機（毎日大活躍）です。

Q 10 年後の自分はどうなっていたい？

A. 体型を維持していたいです。



おがわ　なつな
小川　夏菜

Q 千葉事務所でのキャラクター

A. よくしゃべる人

Q 千葉事務所の好きなところ

A. パーテーションが低く、談笑をしやすいところ

Q 千葉事務所の自慢できるところ

A. 弁護士もスタッフも電話対応が丁寧なこと

Q 10 年前からずっと大好きなもの・こと

A. 散歩

Q 10 周年を迎えたことへの率直な気持ち

ご縁に感謝しながら、次の 10 年も頑張っていかなければと思っています。



あわづ　まさひろ
粟津　正博

Q 千葉事務所でのキャラクター

A. 交通事故に詳しい

Q 千葉事務所内で印象に残っている思い出

A. だんだんと人が増えて嬉しい限りです

Q 千葉事務所の好きなところ

A. 和気あいあいとして雰囲気が良いところ

Q 千葉事務所の自慢できるところ

A. よく執務室内で弁護士同士で活発な議論がされており熱気がある

Q 10 年前からずっと大好きなもの・こと

A. 事務所近くの飲食店も色々変わりましたが、沖縄料理屋はずっとお世話になっています

Q 10 年前は何をしていた？

A. まだ人も少ない執務室で好きな場所で仕事をしていました

Q 10 年後の自分はどうなっていたい？

A. よつばマラソン部に復帰したいです



すぎやま　けんしん
杉山　賢伸

Q 千葉事務所でのキャラクター

A. 真面目・丁寧キャラ

Q 千葉事務所の自慢できるところ

A. だれとでも話しやすいところだと思います！

Q 10 年前からずっと大好きなもの・こと

A. 唐揚げ

千葉事務所弁護士に聞きました

弁護士〇〇の意外な一面！



弁護士　米井は…



いつもヤードム（タイで広く使われるメンソールなどのアロマ雑貨）を嗅いでいます



「経営計画発表会」レポート

よつば総合法律事務所は、令和 8 年 10 月 1 日をもって第 20 期という節目を迎えることができました。こうして無事に節目の年を迎えられましたのも、日頃から温かいご支援と信頼を寄せてくださる皆様のおかげです。所員一同、心より感謝申し上げます。

さて、10 月 1 日には毎年恒例となる「経営計画発表会」を開催いたしました。
年々頼もしい仲間が増えている当事務所ですが、今年はより広々とした新しい会場に総勢 53 名が集結！代表や各部門長から熱意あふれる今期の目標が語られ、事務所全体が「よし、今期も頑張ろう！」と一つになる時間となりました。








真剣な発表のあとは、お楽しみのお昼休み。この日のメニューは豪華な「すき焼き弁当」です！美味しそうにお肉を味わいながら、どのテーブルにも笑顔と笑い声があふれていました。









また、素晴らしい活躍を見せたメンバーを称える「MVP 表彰式」や、その後の懇親会も大盛り上がり。日頃の努力が実を結んだメンバーを全員で称え合い、日頃の感謝と絆を深める大変温かいひとときとなりました。

弁護士のよもやま帖



弁護士　辻　佐和子

2

よつば総合法律事務所の辻佐和子です。前回の記事に引き続き、熊本県八代市出身の私が、八代市の魅力をお伝えします！

① ミカエル堂のシュードーナツ



ミカエル堂は、昭和初期に創業された老舗パン屋さんです。そして「シュードーナツ」は甘そうな名前ですが、野菜と挽肉の入った揚げパンです！塩コショウがしっかり効いていて、生地はもちもちキャベツはシャキシャキでやみつきになります。まさかキャベツのポテンシャルの引き出し方として、「包んで揚げる」が正解だとは。

シュードーナツは 2011 年頃、都道府県の魅力を伝える某テレビ番組でも紹介されて、全国にその名をとどろかせました。

② くま川わいわいパーク



山の中にあるキッズ大歓喜の広々公園です。ちびっこ広場や健康広場などに分かれていて、幅広い年齢層向けの遊具があります。

目玉は、山の斜面を利用した長ーい 2 本のローラー滑り台です。長さは 50m 超えと 30m 超えとのこと。すごく楽しいのですが、まず 100 段ほどの階段を上って足腰を痛めつけた上で、滑り降りる時にローラーの摩擦でお尻を痛めつけることになります。

子どもが滑り台を気に入ってしまうと、これを一緒に何セットもさせられるので腰から下が悲鳴を上げます。お尻を守るために厚手のボトムスで臨みましょう。

③ 東陽石匠館

全国でも珍しい、石橋と石工技術の資料館です。八代には昔、日本一の石工集団があり、国宝の通潤橋や東京の浅草橋を手掛けていました。ここではその石橋をかける様子や工夫が見られます。

余談ですが、私の旧姓は石工っぽい姓です。なので、先祖が有名な石工ではないかと思い、自分の戸籍を限界まで遡って調べたことがあります。残念ながら有名人はいませんでしたが、祖先が 8 人兄弟や 12 人兄弟だったことはわかりました。おそらく八代市の半分くらいの人は私と親戚です。

次回も八代市の魅力をたっぷりお伝えします。どうぞお楽しみに！

（なお、お出かけの際は、地震の影響も含め、各施設のウェブサイト等で最新情報をご確認ください。）

気になる法律を分かりやすく解説！

商人間の売買では「検査・通知」が重要です。

企業間の取引では、納品後に「商品に欠陥があった」「数量が足りない」「注文したものと違う」といったトラブルが起こることがあります。

このような場合、買主としては商品の交換や修理、代金の減額、損害賠償などを求めたいところですが、企業間の売買では商法 526 条に注意が必要です。

1.　「遅滞なく」検査、「直ちに」通知



柏事務所
弁護士 辻　佐和子

商法 526 条では、商人間の売買について、買主は商品を受け取った後、「遅滞なく」検査をし、種類・品質・数量について契約内容と異なる点を発見した場合には、「直ちに」売主へ通知しなければならないと定めています。企業間の取引では、法律関係を早期に確定させる必要性が高いことから、買主に迅速な対応を求めているのです。

この「遅滞なく」「直ちに」が具体的に何日以内なのかは、一律には決まっていません。商品の性質や数量、取引慣行、契約上の検収手続などによって異なります。そのため、買主としては、商品を受領したらできるだけ早く検品し、不具合を発見した場合には、原因調査がすべて終わるのを待たず、まず売主へ連絡することが重要です。

2.　契約不適合がすぐに発見できない場合

商品の内部に欠陥がある場合など、通常の検査ではすぐに発見できない種類・品質の不適合についても注意が必要です。このような不具合については、原則として商品を受領してから 6 か月以内に発見し、発見後直ちに売主へ通知する必要があります。

例えば、納品から 3 か月後に不具合を発見した場合、6 か月以内だからといって通知を先延ばしにしてよいわけではありません。

3.　検査・通知を行わないとどうなる？

買主が必要な検査や通知を行わなかった場合、商品の修理・交換などの追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約解除といった権利を行使できなくなる可能性があります。

4.　「6 か月が過ぎた」＝「売主が責任を負わない」とは限らない

もっとも、「納品から通知がなく 6 か月を過ぎたら、売主は必ず責任を負わない」というわけではありません。たとえば、売主が商品の不具合を知っていた場合には、商法 526 条による制限が適用されません。

また、商法 526 条は任意規定ですので、契約書で「検査は納品後〇営業日以内」「通常の検査では発見できない不具合については納品後 1 年間責任を負う」などと別のルールを定めることもできます。

5.　まとめ

実務上、買主側では、納品後の検品を速やかに行い、不具合を発見した場合には、写真や検査記録などの証拠を保存するとともに、メールなど記録に残る方法で売主へ通知することが大切です。一方、売主側でも、出荷前の検査結果や品質管理記録を保存しておくことが重要です。

さらに、売買契約書や基本取引契約書では、検査期限、通知方法、保証期間・責任期間などをあらかじめ明確にしておくことが、納品後のトラブル防止につながります。　　（文責　弁護士　辻佐和子）

― 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 ―



55 「脳のパフォーマンスを最大まで引き出す 神・時間術」

樺沢 紫苑著

弁護士の堀内良です。今回ご紹介する書籍は、精神科医であり多数の著書やYouTube配信でも知られる樺沢紫苑さんの『脳のパフォーマンスを最大まで引き出す 神・時間術』です。

本書は、単なるタイムマネジメント術にとどまらず、脳科学の観点から「いかにして集中力を高め、時間を生み出すか」を明快に解き明かした一冊です。特に印象的なポイントを2点ご紹介します。

1. 脳のゴールデンタイムを最大限活用する

起床後の2〜3時間は、1日の中で最も集中力が高まる「脳のゴールデンタイム」とされています。この時間帯に負荷の高い書面作成や創造的な作業を集中して行うことで、高いパフォーマンスを発揮できます。

逆に、この貴重な時間にメールチェックや単純作業を充ててしまうのは非常にもったいないと指摘されており、ハッとさせられます。

「朝は苦手」「眠い」「時間が足りない」という方に向けて、起床術や生活習慣の具体的な改善策も丁寧に解説されています。

2. 午後のパフォーマンス低下を防ぎ、集中力を回復させる

午前中に集中して仕事をこなしても、午後はどうしてもパフォーマンスが低下しがちです。

本書では、下がった集中力を維持・回復させるための方策として、効果的な昼食の摂り方や休憩の技術が具体的に示されています。机にかじりつくのではなく、「日光を浴びる」「歩く」「場所を変える」といった小さな意識がカギとなります。

毎日の実践は難しくとも、私自身もできる限り取り入れるよう心がけています。

3. こんな方におすすめです

・毎日残業続きで「とにかく時間がない」とお悩みの方
・午前中から頭がボーッとして、仕事への集中力が続かない方
・休日も仕事のことが頭を離れず、リフレッシュできていない方
・資格勉強や読書など、自己投資のための時間を確保したい方

「あの人はなぜ多忙なのに、圧倒的な成果を出せるのか？」

その疑問に対する実践的な答えが、本書には詰まっています。日常にすぐ取り入れられる具体的なアクションプランが満載ですので、ぜひ手に取ってみてはいかがでしょうか。

（文責 弁護士 堀内良）

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746（フリーダイヤル） ✉info@yotsubasougou.com 💻 https://yotsubalegal.com/
【 柏事務所 】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋巻番館ビル4階
【 千葉事務所 】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階
【 船橋事務所 】〒273-0005 千葉県船橋市本町7丁目11番5号 KDX船橋ビル6階
【 東京事務所 】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルヂング6階
【名古屋事務所】〒450-6411 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12号 大名古屋ビルヂング11階
【 大阪事務所 】〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15階
受付時間：午前9時〜午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎（千葉県弁護士会所属登録番号29869）
【広告】本ニュースレターは、日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性があるため、【広告】と表記しています。